

# 特定保健指導 A 支援の取得における会計監査対応準備について 弊社の方針をお知らせします。



積極的支援の継続支援は、どのような手段で何分（何回）指導を実施したかでポイントが決まっております。一定のポイントを取得したら“実施した”とみなされる仕組みになっていますが、支援Aポイント、支援Bポイントなど複雑な仕組みもあり、証拠として確実に実績を記録するためには注意が必要です。

## 厚生労働省 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 3.1 版）」

### ■ 支援Aのポイントが取得できる条件

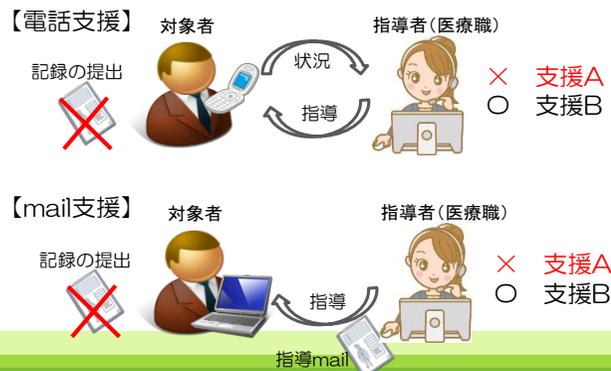
**行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行う**こと。

### ■ 継続支援ポイント取得条件

支援Aのみの方で 180 ポイント以上又は支援A（最低 160 ポイント以上）と支援Bの方法によるポイントの合計が 180 ポイント以上の支援を実施することを条件とする。

#### Point①

そもそも支援Aが取得できない場合がある



#### Point②

支援Aを証明するには記録の保管が必要である



【証拠】  
記録を基に指導したことを証明するためには、記録の受領日が指導実施日より前でないとイケない

## 支援Aポイント 取得時の重要事項

提出された記録が存在していること  
記録の受領日が指導日以前であること

**当社では、会計監査時にはすぐに提出できるように電子的に保存しています。**

弊社では、支援Aを取得したものには、「提出された記録」が存在しているかを、全てチェックしています。特に、電話指導は「指導をしたから支援A」と勘違いしがちであることから、特に気を付けています。また、“記録を基に指導した”ことを証明するには、記録の受領日が、指導実施日より前でないといけません。このため、支援Aに関しては、記録の有無とその受領日が指導日より前であることを確認し、電子的に保存しています。